

さいたま市特別職報酬等審議会

< 第 1 回 資料 >

開催日：平成24年11月14日（水）

場 所：ときわ会館 5階 小ホール

< 資 料 目 次 >

1 . 平成 2 4 年の給与勧告等の状況	
・ 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（さいたま市人事委員会）	1
・ 給与勧告の骨子（人事院）	5
2 . 一般職職員の給与改定の状況	
・ 給与改定率の推移	7
3 . 近年における消費者物価上昇率	
・ 平成 2 3 年平均消費者物価地域差指数	8
・ 都市階級・主要大都市別の消費者物価指数（年平均）の推移	10
4 . 政令指定都市の特別職職員の給料等	
・ 市長及び副市長の給料額等の調べ（市長、副市長）	12
・ 市議会議員の議員報酬等の調べ（議長、副議長、議員）	15
・ 政令指定都市における市民 1 人あたりの議員報酬額調べ	19
5 . 市議会議員の活動状況（審議日数等）	
・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（平成 2 3 年度実績）	22
・ さいたま市議会本会議及び委員会等開催日数調べ	23
・ さいたま市の議案取扱件数（3 カ年）	24
・ 平成 2 3 年議会運営状況	25
・ 議員の活動内容	27
・ 地方議会・地方議員の在り方について	28
・ 政令指定都市の議員数等一覧	30
・ 政令指定都市の職員数等一覧	31
・ 政令指定都市の費用弁償調べ	32
6 . 政令指定都市の特別職職員の期末手当、年間給与等	
・ 市長及び副市長の年間給与額調べ（市長、副市長）	33
・ 市議会議員報酬等の年間支給額調べ（議長、副議長、議員）	35
7 . 財政状況	
・ さいたま市の財政状況	38

平成 24 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

【本年のポイント】

- ① 給与月額、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに改定なし
 - ・ 給与月額は、民間の給与との較差（0.05%）が極めて小さいことから、改定なし
 - ・ 期末・勤勉手当は、民間とおおむね均衡しているため、改定なし
- ② 昇給制度の見直しを勧告
 - ・ 55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 374 事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された 100 事業所について調査を実施した。

2 職員給与と民間給与との比較

〈給与月額〉

職員と民間従業員の本年 4 月分の給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の同じ者同士を比較

民間給与	職員給与	較 差	平成 23 年（参考）
400,350 円	400,160 円	190 円（0.05%）	△1,213 円（△0.30%）

（注）1 職員（消防職、保育士等を除く行政職給料表適用者）及び民間従業員ともに本年度の新卒の採用者は含まれていない。

2 職員の平均年齢は 41.2 歳、平均経験年数は 18.9 年

〈特別給（ボーナス）〉

昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の支給月数を比較

民間支給月数	職員支給月数	差	平成 23 年（参考）
3.97 月	3.95 月	0.02 月	0.02 月

3 給与改定の内容

(1) 給与月額

給与月額について、職員の給与が民間の給与を 1 人当たり平均 190 円（0.05%）下回っているが、公民較差は極めて小さいことから、改定なし

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間とおおむね均衡しているため、改定なし

4 給与制度の見直し

(1) 給料表の構造

ア 給与カーブのフラット化の推進

職務・職責に応じた適正な給与処遇の確保の観点から、引き続き、給与カーブのフラット化を推進していくものとする。

イ 号給のカット

給与カーブのフラット化の推進に加え、各級の昇給の運用状況等を踏まえ、最高号給から最大 20 号給程度の号給のカットを検討していくものとする。

(2) 昇給制度の改正

ア 勤務成績の昇給への反映

給与構造改革から現在まで、人事評価制度に基づく勤務成績の昇給への反映は行われていないため、早期に人事評価結果を反映した昇給制度に転換していく必要がある。

イ 55 歳を超える職員の昇給の抑制

国の昇給抑制措置を踏まえるとともに、年功的な給与上昇の抑制を推進する観点から、55 歳を超える職員（医療職給料表(1)にあつては 57 歳を超える職員）については標準の勤務成績では昇給しないこととし、標準の勤務成績より良好な職員については昇給を抑制するものとする。（平成 25 年 4 月 1 日実施）

ウ 昇格時の給与格付における抑制措置

合併時から当分の間の措置として行っている課長補佐級以上の職務の級への昇格における給料月額を増加を抑制する措置については、今後も引き続き見直しを検討していくものとする。

(3) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当については、近年の民間事業所における支給割合が減少傾向にあること、住居手当制度に対する他の政令指定都市との相違等を踏まえ、廃止を含めて、引き続き検討していくものとする。

(4) 消防職員の初任給基準の見直し等

消防職員の初任給額について、関東の政令指定都市等と比較すると、その水準が下位に位置しており、優秀な人材の確保等の観点から、消防職員の初任給基準の見直し等の検討が必要である。

5 人事評価制度の活用

4 (2) で述べた昇給制度の改正が行われることを踏まえ、人事評価結果の昇給への活用を遅滞なく開始するなど、能力・実績を重視した給与上の処遇及び人事管理を更に促進する必要がある。

6 健康で働き続けられる職場環境の整備

(1) 時間外勤務の縮減

任命権者に対し、適正な人員配置、管理監督者に対する所属職員の担当業務の割振りの

見直しや不急な業務における時間外勤務の抑制といった業務管理の徹底、時間外勤務に対するコスト意識の徹底など、あらゆる対策を講じることを促すものである。

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

任命権者においては、育児休業を取得する職員の代替要員の確保及び復職した職員への支援策の充実を図るとともに、週休日の振替取得の原則をより徹底させるなど、仕事と家庭生活の両立のための支援を更に推進していく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策

任命権者においては、更なるメンタルヘルス対策の推進や時間外勤務の縮減により、職員の疲労やストレスを軽減していくことに加えて、いわゆるパワー・ハラスメント防止のために組織的な対応が図られるような体制を早急に整備する必要がある。

7 市民からの信頼される自治体を目指して

職員による不祥事や法令違反が発生している状況は憂慮すべき事態であり、任命権者に対し、引き続き服務規律の確保、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に向けた継続した意識改革を図っていくよう求めるものである。

8 高齢期の雇用問題

雇用と年金の接続に関し、国家公務員においては、希望者に対するフルタイムでの再任用を行う方針が出された。本市においては、短時間勤務を中心として再任用を行っているが、フルタイムの再任用の促進を検討していくことが今後の課題である。

【参考】

過去の給与勧告（給与月額、特別給の較差等）

	給与月額（公民較差）		期末手当・勤勉手当		平均年間給与（注）	
	額	率	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	率
	円	%	月	月	万円	%
平成 15 年	△4,898	△1.13	4.40	△0.25	△18.3	△2.57
16 年	据置き		4.40	—	—	—
17 年	△1,921	△0.45	4.45	0.05	△1.0	△0.15
18 年	△459	△0.11	4.45	—	△0.8	△0.11
19 年	259	0.06	4.50	0.05	2.6	0.37
20 年	据置き		4.50	—	—	—
21 年	△791	△0.19	4.15	△0.35	△15.6	△2.33
22 年	△1,179	△0.28	3.95	△0.20	△10.2	△1.56
23 年	△1,213	△0.30	3.95	—	△1.9	△0.30
24 年	据置き		3.95	—	—	—

（注）各年の平均年間給与の増減額及び率は、その年にされた改定前後での増減額及び率となりますので、前年との比較ではありません。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差(△0.07%)に基づく月例給の改定なし
 - ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
 - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勧案
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勧案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正)
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減(人事院規則改正)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を实地調査(完了率90.6%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) △273円 △0.07%
(給与減額支給措置による減額後) 28,610円 7.67%

〔行政職俸給表(一)…現行給与(減額前)401,789円 平均年齢42.8歳〕
(減額後)372,906円

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
 - ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
 - ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

Ⅲ 給与制度の改正等

○ 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）

- ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減
- ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

給与改定率の推移

(単位: %)

年 度	国		さいたま市	
	人事院勧告	累計	人事委員会 勧告	累計
平成16年度	0.01	0.01	0.00	0.00
平成17年度	-0.36	-0.35	-0.45	-0.45
平成18年度	0.00	-0.35	-0.11	-0.56
給与構造の見直し	-4.80	-5.15	-4.60	-5.16
平成19年度	0.35	-4.80	0.06	-5.10
平成20年度	0.04	0.04	0.01	0.01
平成21年度	-0.22	-0.18	-0.19	-0.18
平成22年度	-0.19	-0.37	-0.28	-0.46
平成23年度	-0.23	-0.60	-0.30	-0.76
平成24年度	-0.07	-0.67	0.05	-0.71

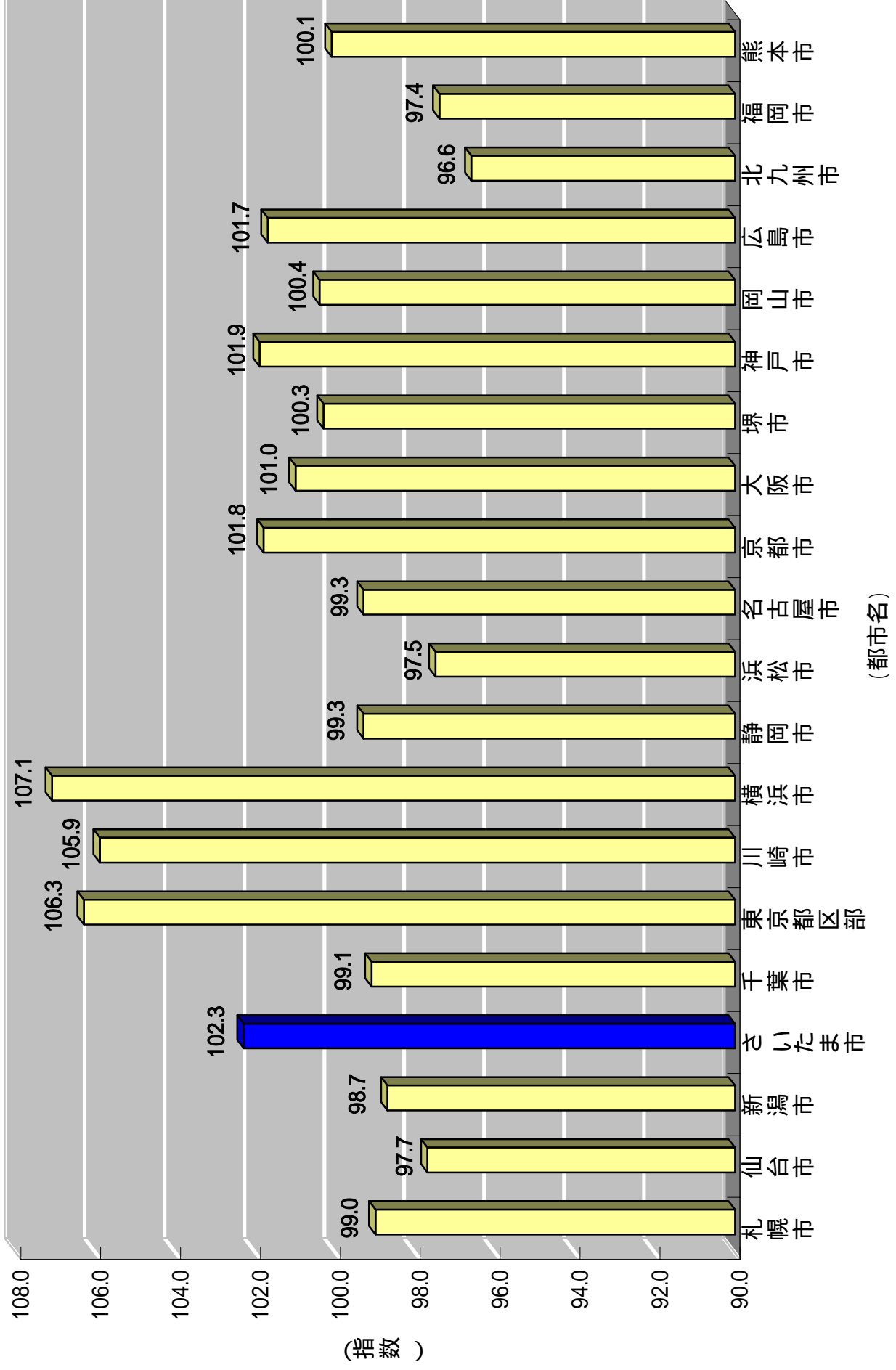
特別職報酬等
約5.1%引下げ改定
(H20.1.1~)

平成 23 年 平均 消費 者 物 価 地 域 差 指 数

地 域	51市平均 = 100		
	〔 持 家 賃 総 家 賃 の 合 除 属 除 〕	食 料	家賃を除く 総合
51 市 平 均	100.0	100.0	100.0
札 幌 市	99.0	95.6	100.1
仙 台 市	97.7	97.7	98.3
新 潟 市	98.7	97.7	99.3
さ い た ま 市	102.3	102.1	102.0
千 葉 市	99.1	101.0	99.4
東 京 都 区 部	106.3	106.0	104.1
川 崎 市	105.9	104.2	104.2
横 浜 市	107.1	106.0	106.2
静 岡 市	99.3	98.6	99.7
浜 松 市	97.5	96.6	98.1
名 古 屋 市	99.3	98.8	99.7
京 都 市	101.8	100.5	102.3
大 阪 市	101.0	100.6	101.2
堺 市	100.3	101.4	100.8
神 戸 市	101.9	102.7	102.3
岡 山 市	100.4	100.1	101.3
広 島 市	101.7	101.9	102.5
北 九 州 市	96.6	97.6	97.7
福 岡 市	97.4	95.8	98.1
熊 本 市	100.1	101.3	101.0

- 注 1) 総務省統計局「平成23年平均消費者物価地域差指数」より作成。
- 2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
- 3) 消費者物価地域差指数とは、都道府県庁所在市（東京都については東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、浜松市、堺市及び北九州市）の51市について、51市の平均を基準（=100）とした年平均の指数を作成したものである。
- 4) 市の区域は、平成21年8月3日現在の区域による。

平成23年平均消費者物価地域差指数比較(51市平均 = 100)



都市階級・主要大都市別の消費者物価指数（年平均）の推移（総合指数）

平成22年平均 = 100

区分 平成 年	都 市 階 級					主 要 大 都 市																				
	全 国	人 口 の 5 万 市 上	大 都 市	中 都 市	小 都 市	小 町 村	札幌市	仙台市	新潟市	さい たま 市	千葉市	東京都 東 区	川崎 市	横 浜 市	静岡 市	浜 松 市	名古屋 市	京 都 市	大 阪 市	堺 市	神戸 市	岡 山 市	広 島 市	北 九 州 市	福 岡 市	熊 本 市
9	103.1	103.5	104.2	103.4	102.7	-	103.6	104.0	102.6	104.9	104.5	104.9	103.3	103.5	103.2	-	103.7	102.7	105.6	-	106.5	101.5	103.2	104.0	104.8	102.8
10	103.7	104.2	104.9	104.2	103.3	-	103.9	105.0	104.2	105.3	105.3	105.7	103.7	103.7	104.7	-	104.5	103.8	106.2	-	107.5	101.8	103.4	105.3	105.8	103.4
11	103.4	103.8	104.5	103.8	103.0	-	104.0	104.2	104.1	105.2	105.1	105.3	103.0	103.1	104.2	-	103.7	103.6	105.8	-	106.6	102.0	103.2	105.6	106.4	103.4
12	102.7	103.1	103.7	103.0	102.3	-	103.4	103.3	103.2	104.4	104.6	104.2	102.2	102.4	103.2	-	103.2	102.8	105.2	-	104.8	101.6	102.9	105.3	105.4	102.7
13	101.9	102.3	102.7	102.2	101.7	-	102.3	102.6	102.4	103.0	103.3	103.1	101.3	101.4	102.3	-	102.6	102.2	104.6	-	103.1	101.3	102.0	103.1	103.9	101.6
14	101.0	101.3	101.6	101.2	100.9	-	101.1	101.8	101.5	101.2	102.4	102.1	100.6	100.4	101.1	-	101.7	101.7	103.7	-	100.8	100.1	101.3	101.1	102.5	101.1
15	100.7	101.0	101.3	100.9	100.6	-	100.8	101.8	101.2	100.9	101.5	101.6	100.6	100.4	100.9	-	101.3	101.3	103.4	-	100.4	100.0	100.9	100.6	101.9	100.5
16	100.7	101.0	101.2	100.9	100.7	-	101.0	101.5	101.5	101.1	101.2	101.5	100.7	100.2	100.5	-	101.3	101.3	103.2	-	100.9	100.2	100.6	100.9	101.4	100.5
17	100.4	100.5	100.7	100.5	100.3	-	100.9	100.9	101.0	100.8	100.7	101.0	100.5	99.8	100.0	-	100.6	100.9	102.1	-	100.6	100.1	100.1	100.2	101.1	99.9
18	100.7	100.7	100.9	100.7	100.5	-	101.1	101.2	101.4	100.7	101.0	101.1	100.8	100.2	99.5	-	100.8	100.8	102.2	-	100.6	100.5	100.3	100.3	101.2	99.9
19	100.7	100.8	101.0	100.8	100.6	-	101.0	101.4	100.9	100.9	101.0	101.2	100.9	100.5	99.7	-	101.1	100.8	102.1	-	100.5	100.8	100.4	100.5	101.1	99.8
20	102.1	102.0	102.1	102.0	102.0	-	103.0	102.5	102.0	102.1	102.0	102.2	101.8	101.8	101.3	-	102.3	101.8	102.9	-	101.5	102.5	102.3	101.7	102.1	101.0
21	100.7	100.8	100.9	100.7	100.6	-	100.6	100.8	100.4	101.0	100.4	101.0	100.9	100.7	101.1	-	101.5	100.9	102.1	-	100.4	100.8	101.0	100.5	100.7	100.3
22	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	99.7	99.7	99.7	99.6	99.8	99.9	100.2	99.3	99.5	99.9	99.6	99.5	99.5	99.7	99.9	99.8	99.6	100.1	99.5	99.3	99.8	100.1	100.1	99.6	99.8	99.5
	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.1	0.2	0.7	0.5	0.1	0.4	0.5	0.5	0.3	0.1	0.2	0.4	0.1	0.5	0.7	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	0.5

注 1) 総務省統計局の消費者物価指数年報 <平成23年> の統計表より作成。

2) 上段...平成22年(基準年)を100とした場合の各都市の指数、下段...指数の前年比

3) 都道府県庁所在市の地域は、平成21年8月3日現在の区域によるため、政令指定都市のうち、相模原市のデータがない。

4) 都市階級は平成17年10月1日現在の人口による。
大都市...政令指定都市及び東京都区部、中都市...人口15万以上100万未満の市
小都市A...人口5万以上15万未満の市、小都市B・町村...人口5万未満の市及び町村

市長及び副市長の給料額等の調べ

< 市長 >

(単位:円)

区分	現		行		改 定		前		減 額		措 置
	給料月額	改定率	適用日	適用日	給料月額	適用日	実支給額	減額率(額)	減額期間		
札幌市	1,280,000	12.3%	H4.12.1	H4.12.1	1,140,000	S63.10.1					
仙台市	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	H18.4.1	1,330,000	H8.10.1	1,048,000	-20%		H24.4.1 ~ H25.3.31	
新潟市	1,163,000	-0.5%	H18.4.1	H18.4.1	1,169,000	H16.4.1					
千葉市	1,190,000	-4.8%	H18.7.1	H18.7.1	1,250,000	H8.1.1	952,000	-20%		H21.10.1 ~ H25.6.13	
川崎市	1,250,000	-6.0%	H19.4.1	H19.4.1	1,330,000	H9.1.1					
横浜市	1,428,000	-1.7%	H23.4.1	H23.4.1	1,453,000	H20.4.1					
相模原市	1,142,000	5.0%	H9.4.1	H9.4.1	1,088,000	H5.4.1	1,062,000	-7%		H23.7.1 ~ H27.4.21	
静岡市	1,250,000	7.8%	H19.4.1	H19.4.1	1,160,000	H15.4.1	1,000,000	-20%		H23.7.7 ~ H27.4.12	
浜松市	1,277,000	10.1%	H19.4.1	H19.4.1	1,160,000	H15.1.1					
名古屋市	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	H19.4.1	1,494,000	H18.4.1	500,000	(定額支給)		H21.8.1 ~ H25.4.27	
京都市	1,390,000	6.9%	H8.7.1	H8.7.1	1,300,000	H3.12.1	1,112,000	-20%		H21.1.1 ~ H25.3.31	
大阪市	1,420,000	-5.3%	H23.1.1	H23.1.1	1,500,000	H18.1.1	820,000	-42%		H24.4.1 ~ H27.12.18	
堺市	1,190,000	9.2%	H9.4.1	H9.4.1	1,090,000	H4.4.1					
神戸市	1,410,000	12.8%	H4.5.1	H4.5.1	1,250,000	S63.9.1	1,128,000	-20%		H15.4.1 ~ H25.3.31	
岡山市	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	H21.8.1	1,240,000	H8.4.1					
広島市	1,310,000	2.3%	H8.1.1	H8.1.1	1,280,000	H6.4.1	1,244,500	-5%		H24.4.1 ~ H27.3.31	
北九州市	1,340,000	13.6%	H6.4.1	H6.4.1	1,180,000	H2.4.1					
福岡市	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	H21.4.1	1,350,000	H6.4.1					
熊本市	1,132,000	-0.4%	H24.4.1	H24.4.1	1,137,000	H23.4.1					
平均	1,284,684	2.1%			1,257,947		1,125,605				
さいたま市	1,243,000	-5.1%	H20.1.1	H20.1.1	1,310,000	H16.7.1	1,118,700	-10%		H22.1.1 ~ H25.5.26	

< 参考 >

埼玉県知事	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	H18.4.1	1,440,000	H8.10.1					
-------	-----------	-------	---------	---------	-----------	---------	--	--	--	--	--

市長及び副市長の給料額等の調べ

< 副市長 >

(単位:円)

区分	現		行		改 定 前		減 額		措 置
	給料月額	改定率	適用日	適用日	給料月額	適用日	実支給額	減額率(額)	
札幌市	1,030,000	12.0%	H4.12.1	H4.12.1	920,000	S63.10.1			
仙台市	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	H18.4.1	1,030,000	H8.10.1	867,000	-15%	H24.4.1 ~ H25.3.31
新潟市	939,000	-0.5%	H18.4.1	H18.4.1	944,000	H16.4.1			
千葉市	960,000	-5.0%	H18.7.1	H18.7.1	1,010,000	H8.1.1	864,000	-10%	H21.10.1 ~ H25.6.13
川崎市	990,000	-6.6%	H19.4.1	H19.4.1	1,060,000	H9.1.1			
横浜市	1,148,000	-1.7%	H23.4.1	H23.4.1	1,168,000	H20.4.1			
相模原市	935,000	4.9%	H9.4.1	H9.4.1	891,000	H5.4.1	870,000	-7%	H23.7.1 ~ H27.4.21
静岡市	940,000		H15.4.1	H15.4.1					
浜松市	928,000	-0.3%	H19.4.1	H19.4.1	931,000	H15.1.1			
名古屋	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	H22.4.1	1,161,000	H19.4.1	880,000	-20%	H22.4.1 ~ H25.3.31
京都市	1,100,000	6.8%	H8.7.1	H8.7.1	1,030,000	H3.12.1	968,000	-12%	H21.1.1 ~ H25.3.31
大阪市	1,130,000	-5.0%	H23.1.1	H23.1.1	1,190,000	H18.1.1	810,000	-28%	H24.4.1 ~ H27.3.31
堺市	990,000	10.0%	H9.4.1	H9.4.1	900,000	H4.4.1			
神戸市	1,110,000	13.3%	H4.5.1	H4.5.1	980,000	S63.9.1	943,500	-15%	H15.4.1 ~ H25.3.31
岡山市	920,000	-7.1%	H21.8.1	H21.8.1	990,000	H8.4.1			
広島市	1,050,000	2.9%	H8.1.1	H8.1.1	1,020,000	H6.4.1	997,500	-5%	H24.4.1 ~ H27.3.31
北九州市	1,060,000	14.0%	H6.4.1	H6.4.1	930,000	H2.4.1			
福岡市	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	H21.4.1	1,080,000	H6.4.1			
熊本市	883,000	-0.5%	H24.4.1	H24.4.1	887,000	H23.4.1			
平均	1,014,368	0.8%			1,006,778		950,947		
さいたま市	977,000	-5.1%	H20.1.1	H20.1.1	1,030,000	H16.7.1	908,610	-7%	H22.1.1 ~ H25.5.26

< 参考 >

埼玉県副知事	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	H18.4.1	1,150,000	H8.10.1			
--------	-----------	-------	---------	---------	-----------	---------	--	--	--

市議会議員の議員報酬等の調べ

< 議長 >

(単位:円)

区分	現		行		改 定 前		減 額		措 置
	議員報酬月額	改定率	適用日	適用日	議員報酬月額	適用日	実支給額	減額率(額)	
札幌市	1,040,000	11.8%	H4.12.1	H4.12.1	930,000	S63.10.1			
仙台市	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	H18.4.1	1,030,000	H8.10.1	950,000	-7万円	H24.4.1 ~ H25.3.31
新潟市	778,000	-0.5%	H18.4.1	H18.4.1	782,000	H16.4.1			
千葉市	930,000	-5.1%	H18.7.1	H18.7.1	980,000	H8.1.1	883,500	-5%	H23.7.1 ~ H25.3.31
川崎市	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	H19.4.1	1,080,000	H9.1.1			
横浜市	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	H23.4.1	1,200,000	H7.12.1			
相模原市	779,000	5.6%	H9.4.1	H9.4.1	738,000	H3.12.1			
静岡市	824,000		H15.4.1						
浜松市	803,000	-2.5%	H15.1.1		824,000	H9.4.1			
名古屋	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	H18.4.1	1,250,000	H9.7.1	500,000	(定額支給)	H23.5.1 ~ 当分の間
京都市	1,120,000	6.7%	H8.7.1	H8.7.1	1,050,000	H3.12.1	1,008,000	-10%	H23.4.1 ~ H25.3.31
大阪市	1,200,000	-4.8%	H23.1.1	H23.1.1	1,260,000	H18.1.1	960,000	-20%	H23.4.1 ~ H25.3.31
堺市	950,000	5.6%	H20.1.1	H20.1.1	900,000	H9.4.1			
神戸市	1,140,000	12.9%	H4.5.1	H4.5.1	1,010,000	S63.9.1			
岡山市	850,000	9.0%	H8.4.1	H8.4.1	780,000	H4.4.1	800,000	-5万円	H23.10.1 ~ H27.4.30
広島市	1,060,000	2.9%	H8.1.1	H8.1.1	1,030,000	H6.4.1	1,007,000	-5%	H24.8.1 ~ H27.4.30
北九州市	1,090,000	13.5%	H6.4.1	H6.4.1	960,000	H2.4.1			
福岡市	1,060,000	14.0%	H6.4.1	H6.4.1	930,000	H2.4.1			
熊本市	814,000	-0.5%	H24.4.1	H24.4.1	818,000	H23.4.1			
平均	994,316	2.0%			975,111		926,079		
さいたま市	977,000	-5.1%	H20.1.1	H20.1.1	1,030,000	H16.7.1	875,000	-10万2千円	H23.4.1 ~ H25.3.31

< 参考 >

埼玉県議長	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	H18.4.1	1,160,000	H8.10.1			
-------	-----------	-------	---------	---------	-----------	---------	--	--	--

市議会議員の議員報酬等の調べ

< 副議長 >

(単位:円)

区分	現		行		改 定 前		減 額		措 置
	議員報酬月額	改定率	適用日	適用日	議員報酬月額	適用日	実支給額	減額率(額)	
札幌市	950,000	11.8%	H4.12.1	H4.12.1	850,000	S63.10.1			
仙台市	910,000	-1.1%	H18.4.1	H18.4.1	920,000	H8.10.1	860,000	-5万円	H24.4.1 ~ H25.3.31
新潟市	700,000	-0.6%	H18.4.1	H18.4.1	704,000	H16.4.1			
千葉市	840,000	-4.5%	H18.7.1	H18.7.1	880,000	H8.1.1	798,000	-5%	H23.7.1 ~ H25.3.31
川崎市	920,000	-4.2%	H19.4.1	H19.4.1	960,000	H9.1.1			
横浜市	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	H23.4.1	1,080,000	H7.12.1			
相模原市	713,000	6.1%	H9.4.1	H9.4.1	672,000	H3.12.1			
静岡市	735,000		H15.4.1						
浜松市	717,000	-2.4%	H15.1.1		735,000	H9.4.1			
名古屋	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	H18.4.1	1,100,000	H9.7.1	500,000	(定額支給)	H23.5.1 ~ 当分の間
京都市	1,030,000	7.3%	H8.7.1	H8.7.1	960,000	H3.12.1	927,000	-10%	H23.4.1 ~ H25.3.31
大阪市	1,060,000	-5.4%	H23.1.1	H23.1.1	1,120,000	H18.1.1	848,000	-20%	H23.4.1 ~ H25.3.31
堺市	850,000	13.3%	H9.4.1	H9.4.1	750,000	H4.4.1			
神戸市	1,040,000	13.0%	H4.5.1	H4.5.1	920,000	S63.9.1			
岡山市	770,000	8.5%	H8.4.1	H8.4.1	710,000	H4.4.1	730,000	-4万円	H23.10.1 ~ H27.4.30
広島市	930,000	2.2%	H8.1.1	H8.1.1	910,000	H6.4.1	883,500	-5%	H24.8.1 ~ H27.4.30
北九州市	980,000	14.0%	H6.4.1	H6.4.1	860,000	H2.4.1			
福岡市	970,000	14.1%	H6.4.1	H6.4.1	850,000	H2.4.1			
熊本市	741,000	-0.5%	H24.4.1	H24.4.1	745,000	H23.4.1			
平均	894,474	2.4%			873,667		838,079		
さいたま市	873,000	-5.1%	H20.1.1	H20.1.1	920,000	H16.7.1	782,000	-9万1千円	H23.4.1 ~ H25.3.31

< 参考 >

埼玉県副議長	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	H18.4.1	1,030,000	H8.10.1			
--------	-----------	-------	---------	---------	-----------	---------	--	--	--

市議会議員の議員報酬等の調べ

< 議員 >

(単位:円)

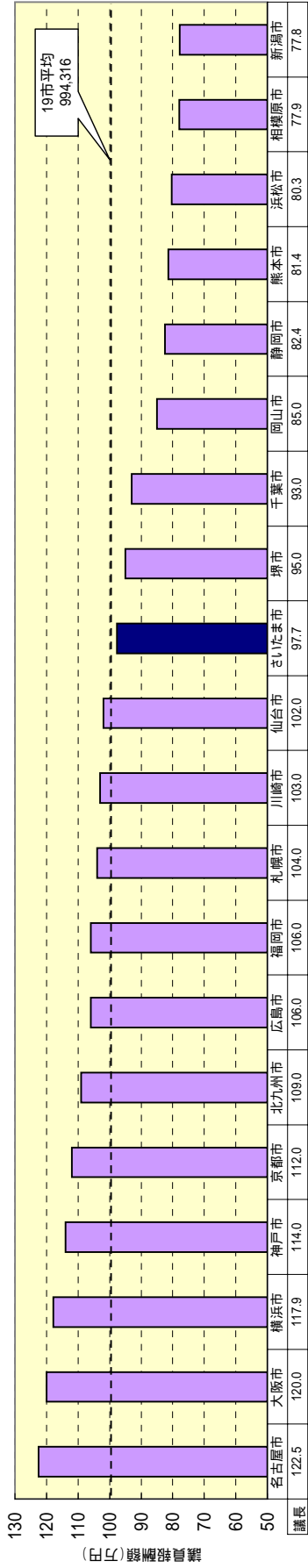
区分	現		行		改 定		前		減 額		措 置
	議員報酬月額	改定率	適用日	適用日	議員報酬月額	適用日	実支給額	減額率(額)			
札幌市	860,000	13.2%	H4.12.1	H4.12.1	760,000	S63.10.1					
仙台市	840,000	-1.2%	H18.4.1	H18.4.1	850,000	H8.10.1	810,000	-3万円		H24.4.1 ~ H25.3.31	
新潟市	653,000	-0.5%	H18.4.1	H18.4.1	656,000	H16.4.1					
千葉市	770,000	-4.9%	H18.7.1	H18.7.1	810,000	H8.1.1	731,500	-5%		H23.7.1 ~ H25.3.31	
川崎市	830,000	-4.6%	H19.4.1	H19.4.1	870,000	H9.1.1					
横浜市	953,000	-1.8%	H23.4.1	H23.4.1	970,000	H7.12.1					
相模原市	670,000	5.0%	H9.4.1	H9.4.1	638,000	H3.12.1					
静岡市	663,000		H15.4.1	H15.4.1							
浜松市	648,000	-2.6%	H15.1.1	H15.1.1	665,000	H9.4.1					
名古屋市	990,000	-2.0%	H18.4.1	H18.4.1	1,010,000	H9.7.1	500,000	(定額支給)		H23.5.1 ~ 当分の間	
京都市	960,000	7.9%	H8.7.1	H8.7.1	890,000	H3.12.1	864,000	-10%		H23.4.1 ~ H25.3.31	
大阪市	970,000	-4.9%	H23.1.1	H23.1.1	1,020,000	H18.1.1	776,000	-20%		H23.4.1 ~ H25.3.31	
堺市	780,000	14.7%	H9.4.1	H9.4.1	680,000	H4.4.1					
神戸市	930,000	13.4%	H4.5.1	H4.5.1	820,000	S63.9.1					
岡山市	710,000	7.6%	H8.4.1	H8.4.1	660,000	H4.4.1	670,000	-4万円		H23.10.1 ~ H27.4.30	
広島市	860,000	2.4%	H8.1.1	H8.1.1	840,000	H6.4.1	817,000	-5%		H24.8.1 ~ H27.4.30	
北九州市	880,000	14.3%	H6.4.1	H6.4.1	770,000	H2.4.1					
福岡市	880,000	14.3%	H6.4.1	H6.4.1	770,000	H2.4.1					
熊本市	671,000	-0.4%	H24.4.1	H24.4.1	674,000	H23.4.1					
平均	816,737	2.4%			797,389		767,711				
さいたま市	807,000	-5.1%	H20.1.1	H20.1.1	850,000	H16.7.1	722,000	-8万5千円		H23.4.1 ~ H25.3.31	

< 参考 >

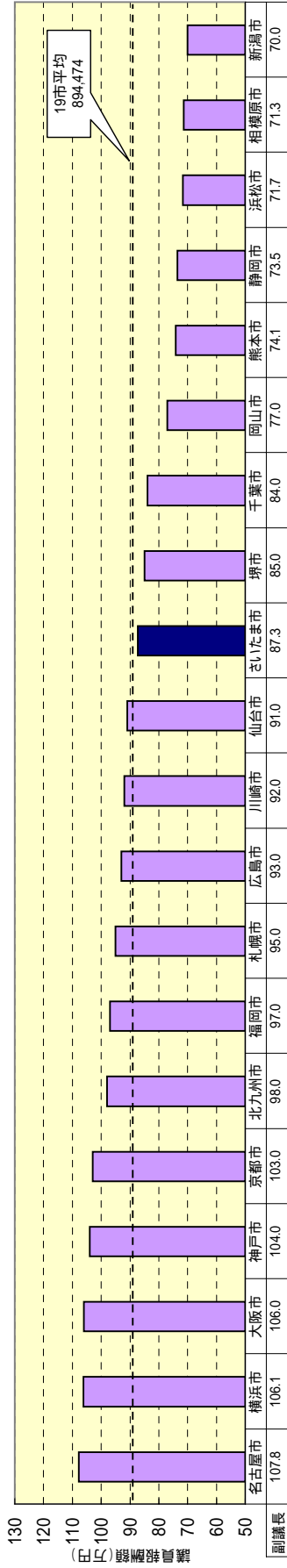
埼玉県議員	927,000	-1.4%	H18.4.1	H18.4.1	940,000	H8.10.1					
-------	---------	-------	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--

他の政令指定都市との市議会議員の議員報酬額比較

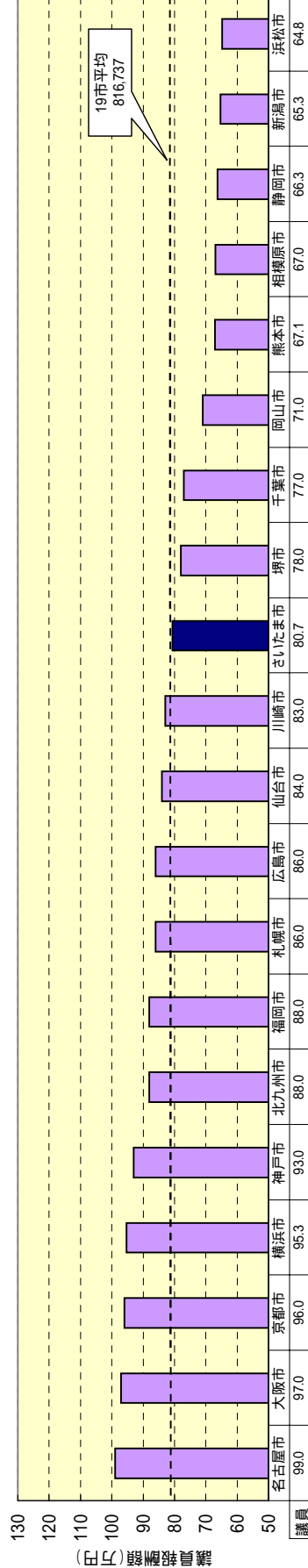
(議 長)



(副 議 長)



(議 員)



政令指定都市における市民1人あたりの議員報酬額調べ

(単位:円)

都市名	推計人口(人) (H24.4.1)	面積 (km ²)	議員定数等		議長		副議長		議員(1人あたり)		報酬総額	市民1人 あたり額
			条例	現員数	月額	年額	月額	年額	月額	年額		
札幌市	1,921,639	1,121.12	68	68	1,040,000	12,480,000	950,000	11,400,000	860,000	10,320,000	705,000,000	367
仙台市	1,049,824	785.85	55	55	1,020,000	12,240,000	910,000	10,920,000	840,000	10,080,000	557,400,000	531
新潟市	809,384	726.10	56	55	778,000	9,336,000	700,000	8,400,000	653,000	7,836,000	433,044,000	535
千葉市	961,813	272.08	54	54	930,000	11,160,000	840,000	10,080,000	770,000	9,240,000	501,720,000	522
川崎市	1,432,374	144.35	60	60	1,030,000	12,360,000	920,000	11,040,000	830,000	9,960,000	601,080,000	420
横浜市	3,688,624	437.38	86	86	1,179,000	14,148,000	1,061,000	12,732,000	953,000	11,436,000	987,504,000	268
相模原市	718,695	328.83	49	49	779,000	9,348,000	713,000	8,556,000	670,000	8,040,000	395,784,000	551
静岡市	712,340	1,411.85	53	49	824,000	9,888,000	735,000	8,820,000	663,000	7,956,000	392,640,000	551
浜松市	797,397	1,558.04	46	46	803,000	9,636,000	717,000	8,604,000	648,000	7,776,000	360,384,000	452
名古屋	2,261,377	326.43	75	75	1,225,000	14,700,000	1,078,000	12,936,000	990,000	11,880,000	894,876,000	396
京都市	1,470,587	827.90	69	69	1,120,000	13,440,000	1,030,000	12,360,000	960,000	11,520,000	797,640,000	542
大阪市	2,670,701	223.00	86	86	1,200,000	14,400,000	1,060,000	12,720,000	970,000	11,640,000	1,004,880,000	376
堺市	842,642	149.99	52	51	950,000	11,400,000	850,000	10,200,000	780,000	9,360,000	480,240,000	570
神戸市	1,541,596	552.83	69	69	1,140,000	13,680,000	1,040,000	12,480,000	930,000	11,160,000	773,880,000	502
岡山市	711,164	789.92	52	51	850,000	10,200,000	770,000	9,240,000	710,000	8,520,000	436,920,000	614
広島市	1,175,275	905.41	55	55	1,060,000	12,720,000	930,000	11,160,000	860,000	10,320,000	570,840,000	486
北九州市	969,907	488.78	61	61	1,090,000	13,080,000	980,000	11,760,000	880,000	10,560,000	647,880,000	668
福岡市	1,483,052	341.70	62	62	1,060,000	12,720,000	970,000	11,640,000	880,000	10,560,000	657,960,000	444
熊本市	734,361	389.54	48	49	814,000	9,768,000	741,000	8,892,000	671,000	8,052,000	397,104,000	541
平均	1,365,934	620.06	60.8	60.5	994,316	11,931,789	894,474	10,733,684	816,737	9,800,842	610,356,632	447
さいたま市	1,232,577	217.49	60	60	977,000	11,724,000	873,000	10,476,000	807,000	9,684,000	583,872,000	474

条例で定める議員報酬額により積算しています。また、政令指定都市の一部には委員会の委員長の場合、議員報酬額が異なる場合がありますが、議長、副議長以外は一律議員分として積算しています。

「議員定数等」欄は、平成24年4月1日現在の条例定数及び現員数です。

【参考】政令指定都市における市民1人あたりの議員報酬額調べ(減額調整後)

(単位:円)

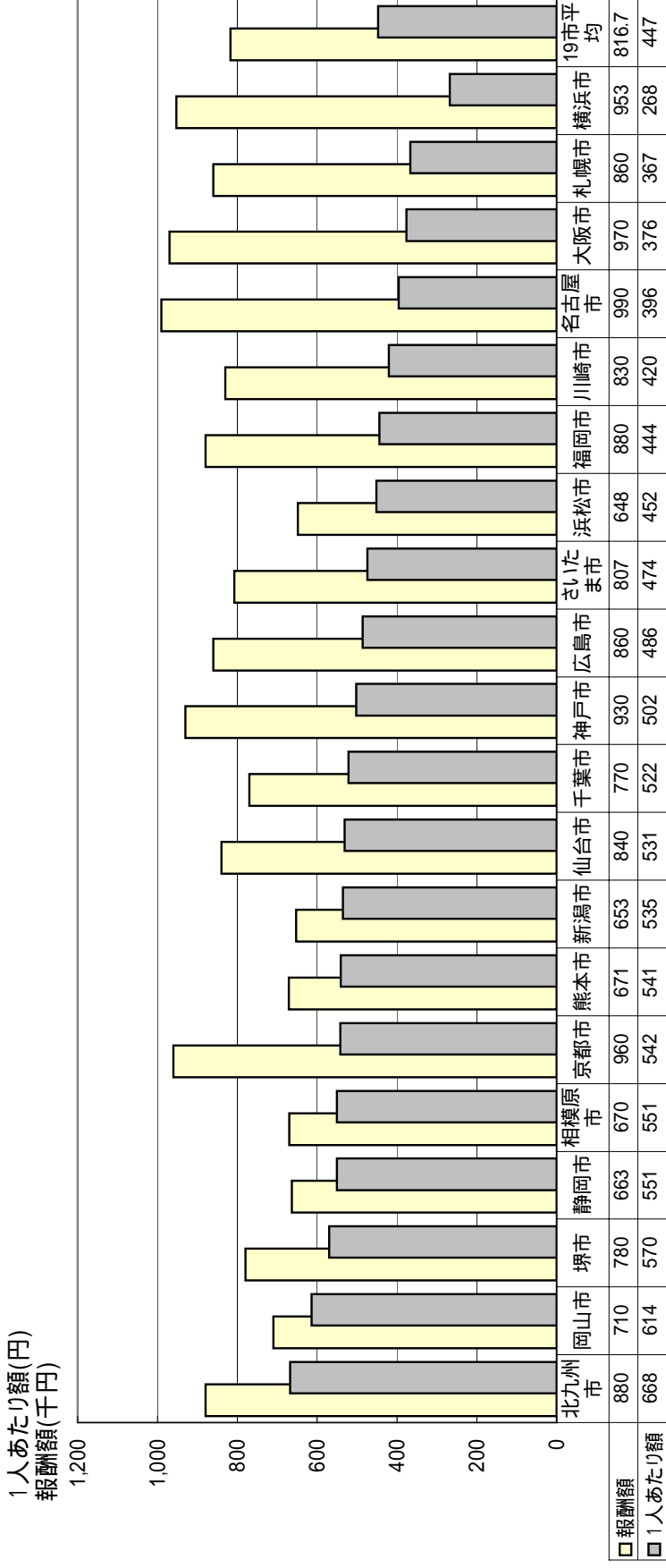
都市名	推計人口(人) (H24.4.1)	面積 (km ²)	議員定数等		議長		副議長		議員(1人あたり)		報酬総額	市民1人 あたり額
			条例	現員数	月額	年額	月額	年額	月額	年額		
札幌市	1,921,639	1,121.12	68	68	1,040,000	12,480,000	950,000	11,400,000	860,000	10,320,000	705,000,000	367
仙台市	1,049,824	785.85	55	55	950,000	11,400,000	860,000	10,320,000	810,000	9,720,000	536,880,000	511
新潟市	809,384	726.10	56	55	778,000	9,336,000	700,000	8,400,000	653,000	7,836,000	433,044,000	535
千葉市	961,813	272.08	54	54	883,500	10,602,000	798,000	9,576,000	731,500	8,778,000	476,634,000	496
川崎市	1,432,374	144.35	60	60	1,030,000	12,360,000	920,000	11,040,000	830,000	9,960,000	601,080,000	420
横浜市	3,688,624	437.38	86	86	1,179,000	14,148,000	1,061,000	12,732,000	953,000	11,436,000	987,504,000	268
相模原市	718,695	328.83	49	49	779,000	9,348,000	713,000	8,556,000	670,000	8,040,000	395,784,000	551
静岡市	712,340	1,411.85	53	49	824,000	9,888,000	735,000	8,820,000	663,000	7,956,000	392,640,000	551
浜松市	797,397	1,558.04	46	46	803,000	9,636,000	717,000	8,604,000	648,000	7,776,000	360,384,000	452
名古屋市	2,261,377	326.43	75	75	500,000	6,000,000	500,000	6,000,000	500,000	6,000,000	450,000,000	199
京都市	1,470,587	827.90	69	69	1,008,000	12,096,000	927,000	11,124,000	864,000	10,368,000	717,876,000	488
大阪市	2,670,701	223.00	86	86	960,000	11,520,000	848,000	10,176,000	776,000	9,312,000	803,904,000	301
堺市	842,642	149.99	52	51	950,000	11,400,000	850,000	10,200,000	780,000	9,360,000	480,240,000	570
神戸市	1,541,596	552.83	69	69	1,140,000	13,680,000	1,040,000	12,480,000	930,000	11,160,000	773,880,000	502
岡山市	711,164	789.92	52	51	800,000	9,600,000	730,000	8,760,000	670,000	8,040,000	412,320,000	580
広島市	1,175,275	905.41	55	55	1,007,000	12,084,000	883,500	10,602,000	817,000	9,804,000	542,298,000	461
北九州市	969,907	488.78	61	61	1,090,000	13,080,000	980,000	11,760,000	880,000	10,560,000	647,880,000	668
福岡市	1,483,052	341.70	62	62	1,060,000	12,720,000	970,000	11,640,000	880,000	10,560,000	657,960,000	444
熊本市	734,361	389.54	48	49	814,000	9,768,000	741,000	8,892,000	671,000	8,052,000	397,104,000	541
平均	1,365,934	620.06	60.8	60.5	926,079	11,112,947	838,079	10,056,947	767,711	9,212,526	566,969,053	415
さいたま市	1,232,577	217.49	60	60	875,000	10,500,000	782,000	9,384,000	722,000	8,664,000	522,396,000	424

減額調整を実施している都市(仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、広島市及びさいたま市)は、平成24年8月1日現在の減額調整の状況により積算しています。その他の都市は、条例で定める議員報酬額による積算です。

参考)名古屋市は、特例条例により、平成23年5月1日から当分の間、議員報酬額を500,000円としています。

「議員定数等」欄は、平成24年4月1日現在の条例定数及び現員数です。

政令指定都市における市民1人あたりの議員報酬額の比較



仙台市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、岡山市、広島市及びさいたま市は、減額調整前の議員報酬額による比較となっています。

「19市平均」は、さいたま市を除く政令指定都市の平均です。

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(平成23年度実績)

	札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	6	7	5	5	4	5	5	4	7	5	4	5	4	6	6	4	5	5	5.1	5
	本会議日数	25	39	27	44	27	16	24	26	41	18	14	23	16	41	26	27	25	26	27.1	32
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	8	6	5	6	5	6	6	6	6	6	6	5	7	5.7	6
	開催日数 (延べ)	71	45	103	40	145	70	46	57	288	92	96	26	64	90	48	102	82	84	83.2	113
	平均	11.8	9.0	25.8	8.0	29.0	8.8	6.2	7.7	11.4	18.4	16.0	4.3	10.7	15.0	8.0	17.0	16.4	12.0	14.6	18.8
特別委員会	委員会数	9	9	6	5	2	11	4	4	6	2	5	7	4	7	5	2	5	6	5.5	7
	開催日数 (延べ)	50	55	38	23	8	70	28	15	48	75	29	46	51	15	32	21	81	25	38.2	62
	平均	5.6	6.1	6.3	4.6	4.0	6.4	3.2	3.8	8.0	37.5	5.8	6.6	12.8	2.1	6.4	10.5	16.2	4.2	7.0	8.9
合計	42.4	54.1	59.1	56.6	60.0	31.1	39.4	38.7	41.2	97.0	35.8	33.9	39.4	58.1	40.4	54.5	57.6	42.2	48.7	59.7	

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの開催数。

さいたま市議会本会議及び委員会等開催日数調べ

(単位:日)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
本 会 議 (a)		28	28	32
常任委員会	総合政策委員会 (定数13人) (H23～定数12人)	22	27	20
	文教委員会 (定数12人)	17	16	15
	市民生活委員会 (定数13人) (H23～定数12人)	19	17	21
	保健福祉委員会 (定数13人) (H23～定数12人)	19	18	19
	まちづくり委員会 (定数13人) (H23～定数12人)	17	23	11
	予算委員会 (定数31人) (H23～定数20人)	25	22	27
	開催回数小計	119	123	113
	平均開催回数 (b)	19.8	20.5	18.8
特別委員会	開催日数	42	34	62
	うち予算特別委員会			
	うち決算特別委員会	11	11	28
	(特別委員会の数)	7	7	7
	平均開催日数 (c)	6.0	4.9	8.9
合 計 (a + b + c)		53.8	53.4	59.7

【参考】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
議会運営委員会 (定数13人) (H23～定数12人)	33	53	34

平成23年の統一地方選挙より議員数が60人となり委員会条例の定数部分を改正しました

さいたま市の議案取扱件数(3ヵ年)

		市長提出件数	議員提出件数	委員会提出 議案件数	請願受理件数	合計件数
平成21年	2月定例会	84	4	1	10	99
	3月臨時会	3	1	0	0	4
	6月定例会	36	2	5	29	72
	9月定例会	42	0	4	12	58
	12月定例会	78	7	3	9	97
	計	243	14	13	60	330
平成22年	2月定例会	97	2	4	7	110
	6月定例会	41	5	2	50	98
	9月定例会	31	3	3	7	44
	12月定例会	42	6	3	11	62
	計	211	16	12	75	314
平成23年	2月定例会	68	13	3	13	97
	5月臨時会	6	6	0	0	12
	6月定例会	29	2	3	9	43
	9月定例会	38	5	4	11	58
	12月定例会	42	7	6	16	71
	計	183	33	16	49	281

注1)平成21年9月定例会の市長提出議案には、6月定例会で継続審査となった議案2件を含む。

注2)平成21年12月定例会の市長提出議案には、9月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

注3)平成22年6月定例会の市長提出議案には、2月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

注4)平成22年12月定例会の議員提出議案には、9月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

注5)平成23年2月定例会の議員提出議案には、平成22年12月定例会で継続審査となった議案2件を含む。

注6)平成23年12月定例会の市長提出議案には、9月定例会で継続審査となった議案2件を含む。

注7)平成23年2月定例会の請願には、上程前に取り下げられた1件を含む。

平成23年 議会運営状況

1. 定例会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月1日	～	3月4日	32日間	6日間
5月臨時会	5月2日	～	5月11日	10日間	3日間
6月定例会	6月8日	～	7月1日	24日間	7日間
9月定例会	9月7日	～	10月21日	45日間	7日間
12月定例会	11月30日	～	12月22日	23日間	7日間
合 計				134日間	30日間

2. 議案審議結果

区分	議 案 内 容 等		審 議 結 果		件 数
2月定例会	予算議案	38件	原案可決	37件	84件
			修正可決	1件	
	条例議案	12件	原案可決	10件	
			継続審査	2件	
	一般議案	18件	原案可決	10件	
			同 意	8件	
議員提出議案	13件	原案可決	8件		
		否 決	3件		
		継続審査	1件		
委員会提出議案	3件	原案可決	3件	議決不要	1件
5月臨時会	専決処分報告議案	3件	承 認	3件	12件
	予算議案	1件	原案可決	1件	
	一般議案	2件	同 意	2件	
	議員提出議案	6件	原案可決	6件	
6月定例会	予算議案	3件	原案可決	3件	34件
	条例議案	13件	原案可決	13件	
	一般議案	13件	原案可決	7件	
			同 意	6件	
	議員提出議案	2件	原案可決	2件	
委員会提出議案	3件	原案可決	3件		
9月定例会	予算議案	6件	原案可決	6件	47件
	決算議案	4件	認 定	4件	
	条例議案	6件	原案可決	5件	
			継続審査	1件	
	一般議案	22件	原案可決	13件	
			同 意	9件	
議員提出議案	5件	原案可決	5件		
委員会提出議案	4件	原案可決	4件		
12月定例会	予算議案	4件	原案可決	4件	55件
	条例議案	19件	原案可決	17件	
			修正可決	1件	
			審議未了	1件	
	一般議案	19件	原案可決	15件	
			同 意	4件	
議員提出議案	7件	原案可決	6件		
		継続審査	1件		
委員会提出議案	6件	原案可決	6件		
計					232件

注1)平成23年12月定例会の条例議案には、9月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	17件	採択	1件
		不採択	6件
		趣旨採択	3件
		継続審査	2件
		取り下げ	5件
5月臨時会	0件	0件	
6月定例会	9件	不採択	7件
		取り下げ	2件
9月定例会	11件	不採択	6件
		継続審査	5件
12月定例会	21件	採択	1件
		不採択	11件
		継続審査	7件
		取り下げ	1件
		審議未了	1件
計	58件		

議員の活動内容

平成24年8月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(平成24年)	1月～8月
・本会議	17日
・常任委員会	延べ80回
・特別委員会	延べ40回
・議会運営委員会	延べ30回

(2) その他の会議

- ・法定外委員会〔例〕議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長会議
- ・全員協議会 等

2. 議員活動(議員の個人活動)

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・議員連盟活動
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

3. 正副議長の公務(平成24年1月～8月 244日)

議長 188日 637件 (内休日 41日 62件)
副議長 148日 426件 (内休日 27日 30件)

地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性

自己決定権の拡大

地方議会の担う役割と責任が増大

地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化

【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専門化」
- ・議員活動領域の拡大

住民の代表者として自主的・自立的に判断
その責任を住民に対して負う

- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行

- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保

【指定都市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

+

指定都市の議員として

指定都市としての諸機能、行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる

「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行

自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

地方議会議員の法的位置付けについて

【現行の地方議会議員制度の課題】

現行法上の「議員の法的位置付け」

- ・住民自治の根幹となる地方議会への期待の高まり
- ・議会の「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」の強化・充実の要請



現行法令上、議員の職務・職責を明示する規定は無く、「議員報酬」「期末手当」「政務調査費」の支給と議員活動との関係がどのように結び付けられるのが明確化されていない。

「政務調査費」は、平成24年地方自治法改正（法律第72号）により「政務活動費」に名称が改められ、併せて、それを充てることができる経費範囲を条例で定めることとした。（なお、当該改正は平成25年3月施行で調整が進められている。）



現行制度：議員の活動領域・活動環境は限定的に設定されている
（法律上、議員の職務・職責は不明確のまま）

現在の議員の位置付けは、次の点で議員活動の特性を反映していない。

議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関（議会）を構成するが、その議員の活動に当たっての職務や職責が法令に明確に位置付けられていない。

議員に対する議員報酬、政務調査費などの公費支給と、議員の広範な活動実態との関連性が明確化されていない。

（議員の活動は、一般的な公務とは異なり、「会期中」「議会内」といった時間的・場所的に限定されるものではない。）



地方議会議員の法的位置付けの必要性

【参考】

- ・平成12年地方自治法改正による「政務調査費制度」の創設は、議員の調査研究活動を議員活動の一部と認めたものと解される。
- ・平成20年地方自治法改正により、議会活動の範囲の明確化と、非常勤職員とは別に議員報酬に関する規定が整備された。
- ・平成23年地方自治法改正により、「議員定数の法定上限の撤廃」「議決事件の範囲の拡大」が措置された。
- ・平成24年地方自治法改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」とされ、その交付名目を「議員の調査研究」から「議員の調査研究その他の活動」に改められ、その範囲を条例で定めることとされた。併せて、議長に対し使途の透明性の確保に努めることとする努力規定が設けられた。

【法的位置付けに向けた動き】

地方議会議長会三団体：議員活動を法律上で明確化することを要望



「第28次地方制度調査会」答申（平成17年12月）

議員について…「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるとの意見があるが…どのような法的効果を持たせるのが、政治活動と公務の関係をどのように考えるのが、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。



平成20年地方自治法改正

「議会活動の範囲の明確化」及び「議員報酬」に係る規定を整備
ただし、この改正は、議員活動の一部が実現したに過ぎない。



「第29次地方制度調査会」答申（平成21年6月）

（議員の位置付けやその職務・職務を法制化するべきとの意見について）今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、…引き続き検討することが必要である。



平成23年地方自治法改正

「議員定数の上限数」及び「議決事件の範囲」に係る規定を整備
しかしながら、議員の職務・職責に関する法的位置付けは明確化されず。

平成24年地方自治法改正

議会制度（通年会期、議長・臨時会招集、百条調査、公聴会・参考人制度、政務活動費など）及び議会と長との関係（再議制度及び専決処分制度の見直し）等に係る規定の整備がなされた。

ただし、議員の職務・職責に関する法的位置付けは未だ明確化されていない。

地方議会議員の法的位置付けのイメージ

議会議員の活動実態



議員活動領域の拡大



議員の「専業化」の傾向



市民に対する説明責任の必要性



法律上に議員の職務・職責を明確化

政令指定都市の議員数等一覧

市名	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	人口 H22.4.1 推計人口	法定定数 (現員数)	議員1人当り人口 (人口/現員数)	人口 H23.4.1 推計人口	条例定数 (現員数)	議員1人当り人口 (人口/現員数)	人口 H24.4.1 推計人口	条例定数 (現員数)	議員1人当り人口 (人口/現員数)
札幌市	1,908,422	80 (68)	28,065	1,914,653	68 (68)	28,157	1,921,639	68 (68)	28,259
仙台市	1,031,904	64 (60)	17,198	1,042,053	55 (55)	18,946	1,049,824	55 (55)	19,088
新潟市	810,070	56 (56)	14,466	809,795	56 (56)	14,461	809,384	56 (55)	14,716
千葉市	957,688	64 (54)	17,735	962,707	54 (54)	17,828	961,813	54 (54)	17,811
川崎市	1,414,150	72 (63)	22,447	1,426,777	60 (60)	23,780	1,432,374	60 (60)	23,873
横浜市	3,672,985	96 (92)	39,924	3,686,481	86 (86)	42,866	3,688,624	86 (86)	42,891
相模原市	712,604	56 (52)	13,704	717,684	49 (49)	14,647	718,695	49 (49)	14,667
静岡市	715,927	56 (53)	13,508	714,399	53 (50)	14,288	712,340	53 (49)	14,538
浜松市	808,345	56 (54)	14,969	799,390	46 (46)	17,378	797,397	46 (46)	17,335
名古屋	2,253,470	88 (75)	30,046	2,260,879	75 (75)	30,145	2,261,377	75 (75)	30,152
京都市	1,471,707	72 (69)	21,329	1,470,942	69 (69)	21,318	1,470,587	69 (69)	21,313
大阪市	2,660,891	96 (89)	29,898	2,664,316	86 (86)	30,980	2,670,701	86 (86)	31,055
堺市	838,732	56 (52)	16,129	841,845	52 (52)	16,189	842,642	52 (51)	16,522
神戸市	1,540,981	72 (69)	22,333	1,541,785	69 (69)	22,345	1,541,596	69 (69)	22,342
岡山市	704,465	56 (52)	13,547	709,144	52 (52)	13,637	711,164	52 (51)	13,944
広島市	1,168,934	64 (55)	21,253	1,172,807	55 (55)	21,324	1,175,275	55 (55)	21,369
北九州市	979,476	64 (61)	16,057	972,719	61 (61)	15,946	969,907	61 (61)	15,900
福岡市	1,455,583	72 (63)	23,104	1,468,986	62 (62)	23,693	1,483,052	62 (62)	23,920
熊本市							734,361	48 (49)	14,987
平均	1,394,796	69 (63)	22,140	1,398,742	62 (61)	22,930	1,365,934	61 (61)	22,392
さいたま市	1,216,958	64 (64)	19,015	1,225,846	60 (60)	20,431	1,232,577	60 (60)	20,543

・議員1人当り人口 最大:横浜市39,924人
最小:静岡市13,508人

・議員1人当り人口 最大:横浜市42,866人
最小:岡山市13,637人

・議員1人当り人口 最大:横浜市42,891人
最小:岡山市13,944人

・人口は平成22年4月1日の推計人口(国調ベース)による

・人口は平成23年4月1日の推計人口(国調ベース)による

・人口は平成24年4月1日の推計人口(国調ベース)による

政令指定都市の職員数等一覧

市名	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	人口 (H22.4.1現在)	職員数	職員1人当り 人口	人口 (H23.4.1現在)	職員数	職員1人当り 人口	人口 (H24.4.1現在)	職員数	職員1人当り 人口
札幌市	1,908,422	14,373	133	1,914,653	14,298	134	1,921,639	14,273	135
仙台市	1,031,904	9,446	109	1,042,053	9,645	108	1,049,824	9,536	110
新潟市	810,070	7,573	107	809,795	7,450	109	809,384	7,420	109
千葉市	957,688	7,375	130	962,707	7,326	131	961,813	7,267	132
川崎市	1,414,150	13,678	103	1,426,777	13,626	105	1,432,374	13,485	106
横浜市	3,672,985	27,200	135	3,686,481	27,243	135	3,688,624	26,802	138
相模原市	712,604	4,513	158	717,684	4,520	159	718,695	4,536	158
静岡市	715,927	6,389	112	714,399	6,360	112	712,340	6,337	112
浜松市	808,345	5,813	139	799,390	5,754	139	797,397	5,645	141
名古屋市	2,253,470	26,084	86	2,260,879	25,601	88	2,261,377	25,223	90
京都市	1,471,707	15,203	97	1,470,942	14,178	104	1,470,587	13,888	106
大阪市	2,660,891	38,979	68	2,664,316	38,197	70	2,670,701	36,885	72
堺市	838,732	6,409	131	841,845	6,256	135	842,642	5,562	151
神戸市	1,540,981	16,069	96	1,541,785	15,693	98	1,541,596	15,247	101
岡山市	704,465	5,873	120	709,144	5,824	122	711,164	5,786	123
広島市	1,168,934	11,670	100	1,172,807	11,602	101	1,175,275	11,562	102
北九州市	979,476	8,747	112	972,719	8,571	113	969,907	8,550	113
福岡市	1,455,583	9,653	151	1,468,986	9,592	153	1,483,052	9,546	155
熊本市							734,361	6,455	114
平均	1,394,796	13,058	107	1,398,742	12,874	109	1,365,934	12,316	111
さいたま市	1,216,958	9,006	135	1,225,846	8,992	136	1,232,577	8,945	138

・人口は、推計人口。

・職員数は、定員管理調査によるものである。

・職員1人当り人口：最大 平成22年度 相模原市 158人、平成23年度 相模原市 159人、平成24年度 相模原市 158人

・職員1人当り人口：最小 平成22年度 大阪市 68人、平成23年度 大阪市 70人、平成24年度 大阪市 72人

政令指定都市の費用弁償調べ

団体名	費用弁償（H24.4.1）/ 日額		備考
札幌市	廃止		H19.9.27廃止 (廃止前 10,000円)
仙台市	廃止		H23.9.21廃止 (廃止前 5,000円)
千葉市	廃止		H20.4.1廃止 (廃止前 8,000円)
川崎市	交通費相当分		H19.11.1から実費支給 (見直し前 7,000円)
横浜市	廃止		H19.4.1廃止 (廃止前 10,000円)
相模原市	公共交通機関による実費相当分		S31.9から実費支給
新潟市	廃止		H24.1.1廃止 (廃止前) 10km未満 1,000円 10km 2,000円 20km以上 3,000円
静岡市	実費支給		公共交通機関を利用した場合のみ自宅から議場までの交通費を月締めで支給 H18.4.1改正
浜松市	廃止		H19.4.1廃止 廃止前 5,000円 正副議長が公用車を使用した場合は、3,000円
名古屋市	廃止		H22.4.1廃止 (廃止前 10,000円)
京都市	廃止		H23.4.1廃止 (廃止前 5,000円)
大阪市	廃止		H18.4.1廃止 (廃止前 14,000円)
堺市	廃止		H16.4.1廃止 (廃止前 10,000円)
神戸市	灘区、中央区、兵庫区、長田区 日額 3,000円 東灘区、北区（北神出張所所管区域除く）、須磨区 日額 4,000円 北区（北神出張所所管区域）、垂水区、西区 日額 5,000円		H22.11.1改正 (見直し前) 3km未満 8,000円 3km 9,000円 6km 10,000円 10km 12,000円 14km 13,000円 18km以上 14,000円
岡山市	廃止		H20.4.1廃止 【廃止前】 5km未満 4,500円 5km以上 5,000円 公用車使用 2,500円
広島市	8km以下 5,000円 8km超 8,000円		距離は、議員の住居から議事堂までの直線距離。 H19.4.1
北九州市	(距離に応じ) 3km未満 7,000円以内 3km 8,000円以内 11km以上 10,000円以内		距離は、議員の住居から議事堂までの直線距離。 H18.4.1
福岡市	(距離に応じ) 5km未満 1,000円 5km 2,000円 10km以上 3,000円		H20.4.1
熊本市	(距離に応じ) 4km未満 5,000円 4km 6,000円 8km以上 7,000円		H19.9.6
さいたま市	廃止		H19.4.1廃止 (廃止前 5,000円)

市長の年間給与額調べ

	給料月額	地域手当 (H24年度)	期末手当算定式	年間支給額			減額期間
				給料	地域手当	期末手当	
札幌市	1,280,000	3%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	15,360,000	460,800	5,611,136	21,431,936
仙台市	1,310,000 20%(1,048,000)	3%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	15,720,000 (12,576,000)	471,600	5,742,647	21,934,247 (18,790,247) ~H25.3.31
新潟市	1,163,000		* (給料+(給料×20%))×2.95月	13,956,000		4,117,020	18,073,020
千葉市	1,190,000 20%(952,000)	10%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×3.95月)	14,280,000 (11,424,000)	1,428,000 (1,142,400)	6,204,660 50%(3,102,330)	21,912,660 (15,668,730) ~H25.6.13
川崎市	1,250,000	12%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	15,000,000	1,800,000	5,877,875	22,677,875
横浜市	1,428,000	12%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×4月)	17,136,000	2,056,320	7,676,927	26,869,247
相模原市	1,142,000 7%(1,062,000)	9.5%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	13,704,000 (12,744,000)	1,301,880 (1,210,680)	5,268,959 7%(4,409,870)	20,274,839 (18,364,550) ~H27.4.21
静岡市	1,250,000 20%(1,000,000)		(給料+(給料×20%))×3.9月	15,000,000 (12,000,000)		5,850,000 50%(2,340,000)	20,850,000 (14,340,000) ~H27.4.12
浜松市	1,277,000		給料×4.185月() (6月2021/100, 12月216.5/100)	15,324,000		5,344,245	20,668,245
名古屋市	1,467,000 (定額) (500,000)	10%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	17,604,000 (6,000,000)	1,760,400 (不支給) (0)	6,794,410 (定額) (2,000,000)	26,158,810 (8,000,000) ~H25.4.27
京都市	1,390,000 20%(1,112,000)	10%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	16,680,000 (13,344,000)	1,668,000 (1,334,400)	6,437,795 20%(5,150,228)	24,785,785 (19,828,628) ~H25.3.31
大阪市	1,420,000 42%(820,000)	10%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×3.95月)	17,040,000 (9,840,000)	1,704,000 (984,000)	7,403,880 10%(4,275,480)	26,147,880 (15,099,480) ~H27.12.18
堺市	1,190,000	10%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×3.95月)	14,280,000	1,428,000	6,204,660	21,912,660
神戸市	1,410,000 20%(1,128,000)	10%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×3.9月)	16,920,000 (13,536,000)	1,692,000 (1,353,600)	7,258,680 30%(5,081,076)	25,870,680 (19,970,676) ~H25.3.31
岡山市	1,160,000	2.9%	(給料+扶養+地域+(給料+地域)×20%×3.95月)	13,920,000	403,680	5,657,854	19,981,534
広島市	1,310,000 5%(1,244,500)	3%	(給料+地域+(給料+地域)×20%×3.95月)	15,720,000 (14,934,000)	471,600	6,395,682	22,587,282 (21,801,282) ~H27.3.31
北九州市	1,340,000	3%	(給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×22.5%)×2.9月	16,080,000	482,400	5,677,446	22,239,846
福岡市	1,300,000	10%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	15,600,000	1,560,000	6,020,950	23,180,950
熊本市	1,132,000		* (給料+(給料×20%))×2.95月	13,584,000		4,007,280	17,591,280
平均	1,284,684 (1,125,605)	6.2%		15,416,211 (13,507,263)	983,615 (797,867)	5,976,426 (4,983,827)	22,376,251 (19,288,957)
さいたま市	1,243,000 10%(1,118,700)	12%	* (給料+地域+(給料+地域)×20%+給料×25%)×2.95月	14,916,000 (13,424,400)	1,789,920 (1,610,928)	5,844,958 10%(5,260,459)	22,550,878 (20,295,787) ~H25.5.26
埼玉県知事	1,420,000		* (給料+給料×45%)×2.95月	17,040,000		6,074,050 30%(4,251,835)	23,114,050 (21,291,835) ~H25.3.31

給料月額等の下段は、減額措置による金額

* 支給月数が国の指定職と同じもの

副市長の年間給与額調べ

	給料月額	地域手当 (H24年度)	期末手当算定式	年間支給額			減額期間
				給料	地域手当	期末手当	
札幌市	1,030,000	3%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	12,360,000	370,800	4,515,211	17,246,011
仙台市	1,020,000 15% (867,000)	3%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	12,240,000 (10,404,000)	367,200	4,471,374	17,078,574 (15,242,574) ~ H25.3.31
新潟市	939,000		* (給料 + (給料 × 20%)) × 2.95月	11,268,000		3,324,060	14,592,060
千葉市	960,000 10% (864,000)	10%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.95月	11,520,000 (10,368,000)	1,152,000 (1,036,800)	5,005,440 30% (3,503,808)	17,677,440 (14,908,608) ~ H25.6.13
川崎市	990,000	12%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	11,880,000	1,425,600	4,655,277	17,960,877
横浜市	1,148,000	12%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 4月	13,776,000	1,653,120	6,171,647	21,600,767
相模原市	935,000 7% (870,000)	9.5%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	11,220,000 (10,440,000)	1,065,900 (991,800)	4,313,903 7% (3,612,606)	16,599,803 (15,044,406) ~ H27.4.21
静岡市	940,000		(給料 + (給料 × 20%)) × 3.9月	11,280,000		4,399,200	15,679,200
浜松市	928,000		給料 × 4.185月 ((6月 202/100, 12月 216.5/100)	11,136,000		3,883,680	15,019,680
名古屋	1,100,000 20% (880,000)	10%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	13,200,000 (10,560,000)	1,320,000	5,094,650 (定額) (2,000,000)	19,614,650 (13,880,000) ~ H25.3.31
京都市	1,100,000 12% (968,000)	10%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	13,200,000 (11,616,000)	1,320,000 (1,161,600)	5,094,650 (4,483,292) 12%	19,614,650 (17,260,892) ~ H25.3.31
大阪市	1,130,000 28% (810,000)	10%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.95月	13,560,000 (9,720,000)	1,356,000 (972,000)	5,891,820 10% (4,223,340)	20,807,820 (14,915,340) ~ H27.3.31
堺市	990,000	10%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.95月	11,880,000	1,188,000	5,161,860	18,229,860
神戸市	1,110,000 15% (943,500)	10%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.9月	13,320,000 (11,322,000)	1,332,000 (1,132,200)	5,714,280 15% (4,857,137)	20,366,280 (17,311,337) ~ H25.3.31
岡山市	920,000	2.9%	(給料 + 扶養 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.95月	11,040,000	320,160	4,487,423	15,847,423
広島市	1,050,000 5% (997,500)	3%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20%) × 3.95月	12,600,000 (11,970,000)	378,000	5,126,310	18,104,310 (17,474,310) ~ H27.3.31
北九州市	1,060,000	3%	(給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 22.5%) × 2.9月	12,720,000	381,600	4,491,114	17,592,714
福岡市	1,040,000	10%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	12,480,000	1,248,000	4,816,760	18,544,760
熊本市	883,000		* (給料 + (給料 × 20%)) × 2.95月	10,596,000		3,125,820	13,721,820
平均	1,014,368 (950,947)	6.2%		12,172,421 (11,411,368)	783,073 (734,046)	4,723,385 (4,279,461)	17,678,879 (16,424,876)
さいたま市	977,000 7% (908,610)	12%	* (給料 + 地域 + (給料 + 地域) × 20% + 給料 × 25%) × 2.95月	11,724,000 (10,903,320)	1,406,880 (1,308,396)	4,594,146 7% (4,272,552)	17,725,026 (16,484,268) ~ H25.5.26
埼玉県副知事	1,134,000		* (給料 + 給料 × 45%) × 2.95月	13,608,000		4,850,685 10% (4,365,616)	18,458,685 (17,973,616) ~ H25.3.31

給料月額等の下段は、減額措置による金額 * 支給月数が国の指定職と同じもの

(単位:円)

市議会議員報酬等の年間支給額調べ(議長)

	議員報酬月額	期末手当算定式	年間支給額		減額期間	
			議員報酬	期末手当		
札幌市	1,040,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,480,000	4,448,600	16,928,600	
仙台市	1,020,000 7万	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,240,000 (11,400,000)	4,363,050	16,603,050 (15,763,050)	H24.4.1 ~ H25.3.31
新潟市	778,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	9,336,000	2,754,120	12,090,120	
千葉市	930,000 (883,500) 5%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	11,160,000 (10,602,000)	4,408,200	15,568,200 (15,010,200)	H23.7.1 ~ H25.3.31
川崎市	1,030,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,360,000	4,405,825	16,765,825	
横浜市	1,179,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4月	14,148,000	5,659,200	19,807,200	
相模原市	779,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	9,348,000	3,332,172	12,680,172	
静岡市	824,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	9,888,000	3,856,320	13,744,320	
浜松市	803,000	議員報酬 × 4.185月 () (6月 202/100、12月 216.5/100)	9,636,000	3,360,555	12,996,555	
名古屋市	1,225,000 (定額)	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 3.1月	14,700,000 (6,000,000)	5,506,375 (定額) (2,000,000)	20,206,375 (8,000,000)	H23.5.1 ~ 当分の間
京都市	1,120,000 10% (1,008,000)	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	13,440,000 (12,096,000)	4,790,800	18,230,800 (16,886,800)	H23.4.1 ~ H25.3.31
大阪市	1,200,000 20% (960,000)	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	14,400,000 (11,520,000)	5,688,000	20,088,000 (17,208,000)	H23.4.1 ~ H25.3.31
堺市	950,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	11,400,000	4,503,000	15,903,000	
神戸市	1,140,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	13,680,000	5,335,200	19,015,200	
岡山市	850,000 (800,000) 5万	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	10,200,000 (9,600,000)	4,029,000	14,229,000 (13,629,000)	H23.10.1 ~ H27.4.30
広島市	1,060,000 5% (1,007,000)	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	12,720,000 (12,084,000)	5,024,400	17,744,400 (17,108,400)	H24.8.1 ~ H27.4.30
北九州市	1,090,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 42.5%) × 2.9月	13,080,000	4,504,425	17,584,425	
福岡市	1,060,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,720,000	4,534,150	17,254,150	
熊本市	814,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	9,768,000	2,881,560	12,649,560	
平均	994,316 (926,079)		11,931,789 (11,112,947)	4,388,682 (4,204,136)	16,320,471 (15,317,084)	
さいたま市	977,000 10万2千 (875,000)	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,724,000 (10,500,000)	4,179,117 (3,742,812)	15,903,117 (14,242,812)	H23.4.1 ~ H25.3.31
埼玉県	1,144,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	13,728,000	4,893,460	18,621,460	

下段は、減額措置による金額 * 支給月数が国の指定職と同じもの

(単位:円)

市議会議員報酬等の年間支給額調べ(副議長)

	議員報酬月額	期末手当算定式	年間支給額		減額期間
			議員報酬	合計	
札幌市	950,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,400,000	4,063,625	15,463,625
仙台市	910,000 5万	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	10,920,000 (10,320,000)	3,892,525	14,812,525 (14,212,525)
新潟市	700,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	8,400,000	2,478,000	10,878,000
千葉市	840,000 5%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	10,080,000 (9,576,000)	3,981,600	14,061,600 (13,557,600)
川崎市	920,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,040,000	3,935,300	14,975,300
横浜市	1,061,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4月	12,732,000	5,092,800	17,824,800
相模原市	713,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	8,556,000	3,049,857	11,605,857
静岡市	735,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	8,820,000	3,439,800	12,259,800
浜松市	717,000	議員報酬 × 4.185月 () (6月 202/100、12月 216.5/100)	8,604,000	3,000,645	11,604,645
名古屋	1,078,000 (定額)	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 3.1月	12,936,000 (6,000,000)	4,845,610 (2,000,000)	17,781,610 (8,000,000)
京都市	1,030,000 10%	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,360,000 (11,124,000)	4,405,825	16,765,825 (15,529,825)
大阪市	1,060,000 20%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	12,720,000 (10,176,000)	5,024,400	17,744,400 (15,200,400)
堺市	850,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	10,200,000	4,029,000	14,229,000
神戸市	1,040,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	12,480,000	4,867,200	17,347,200
岡山市	770,000 4万	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	9,240,000 (8,760,000)	3,649,800	12,889,800 (12,409,800)
広島市	930,000 5%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	11,160,000 (10,602,000)	4,408,200	15,568,200 (15,010,200)
北九州市	980,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 42.5%) × 2.9月	11,760,000	4,049,850	15,809,850
福岡市	970,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,640,000	4,149,175	15,789,175
熊本市	741,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	8,892,000	2,623,140	11,515,140
平均	894,474 (838,079)		10,733,684 (10,056,947)	3,946,650 (3,796,881)	14,680,334 (13,853,829)
さいたま市	873,000 9万1千	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	10,476,000 (9,384,000)	3,734,257 (3,345,005)	14,210,257 (9,384,000)
埼玉県	1,016,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	12,192,000	4,345,940	16,537,940

下段は、減額措置による金額
* 支給月数が国の指定職と同じもの

(単位:円)

市議会議員報酬等の年間支給額調べ(議員)

	議員報酬月額	期末手当算定式	年間支給額		減額期間
			議員報酬	期末手当	
				合計	
札幌市	860,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	10,320,000	3,678,650	13,998,650
仙台市	840,000 (810,000) 3万	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	10,080,000 (9,720,000)	3,593,100	13,673,100 (13,313,100)
新潟市	653,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	7,836,000	2,311,620	10,147,620
千葉市	770,000 (731,500) 5%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	9,240,000 (8,778,000)	3,649,800	12,889,800 (12,427,800)
川崎市	830,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	9,960,000	3,550,325	13,510,325
横浜市	953,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 4月	11,436,000	4,574,400	16,010,400
相模原市	670,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	8,040,000	2,865,925	10,905,925
静岡市	663,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	7,956,000	3,102,840	11,058,840
浜松市	648,000	議員報酬 × 4.185月 () (6月 202/100、12月 216.5/100)	7,776,000	2,711,880	10,487,880
名古屋市	990,000 (500,000) (定額)	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 3.1月	11,880,000 (6,000,000)	4,450,050 (2,000,000) (定額)	16,330,050 (8,000,000)
京都市	960,000 (864,000) 10%	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,520,000 (10,368,000)	4,106,400	15,626,400 (14,474,400)
大阪市	970,000 (776,000) 20%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	11,640,000 (9,312,000)	4,597,800	16,237,800 (13,909,800)
堺市	780,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	9,360,000	3,697,200	13,057,200
神戸市	930,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.9月	11,160,000	4,352,400	15,512,400
岡山市	710,000 (670,000) 4万	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	8,520,000 (8,040,000)	3,365,400	11,885,400 (11,405,400)
広島市	860,000 (817,000) 5%	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 3.95月	10,320,000 (9,804,000)	4,076,400	14,396,400 (13,880,400)
北九州市	880,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 42.5%) × 2.9月	10,560,000	3,636,600	14,196,600
福岡市	880,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	10,560,000	3,764,200	14,324,200
熊本市	671,000	(議員報酬 + 議員報酬 × 20%) × 2.95月	8,052,000	2,375,340	10,427,340
平均	816,737 (767,711)		9,800,842 (9,212,526)	3,603,175 (3,474,225)	13,404,017 (12,686,752)
さいたま市	807,000 (722,000) 8万5千	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	9,684,000 (8,664,000)	3,451,942 (3,088,355)	13,135,942 (11,752,355)
埼玉県	927,000	* (議員報酬 + 議員報酬 × 45%) × 2.95月	11,124,000	3,965,242	15,089,242

下段は、減額措置による金額 * 支給月数が国の指定職と同じもの

さいたま市の財政状況

	年 度							政令指定都市 平均(単純) (H22)	19政令指定 都市中の順位 (H22)
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
財政力指数	0.99	0.972	0.995	1.016	1.033	1.035	1.015	0.863	4位
経常収支比率(%)	83.0	84.9	84.2	86.1	88.3	89.9	90.2	94.6	5位
公債費比率(%)	11.6	12.1	11.7	10.7	10.8	10.4	10.6		
起債制限比率(%)	10.4	9.9	9.8	10.0	9.8	9.6	9.3		
地方債残高(百万円)	305,515	351,027	364,343	369,728	366,432	384,437	399,886	958,005	6位
市民一人当たりの地方 債残高 (千円/人)	290	299	309	311	306	318	329	655	2位

数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

政令指定都市平均(単純)については、本市を除いた18市の平均数値。

なお、公債費比率及び起債制限比率については、H22決算分から算定不要とされたため、各政令指定都市の数値は不明である。

財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近い、超えるほど財政力があるとみられる。

経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。

公債費比率とは …… 一般財源に占める公債費の割合

起債制限比率とは …… 地方債の許可制限に係る指標で、20%を超えると地方債許可が制限される。